

『小児かかりつけ診療料』に関するご案内

* 2020年4月の診療報酬改定により小児科「かかりつけ医」の登録ができるようになりました。(診療報酬改定「小児かかりつけ診療料」)

この改定は、医療機関の重複受診を防ぎ、医療費の無駄遣いを減らす目的に6歳未満の患者さんが任意で登録する制度です。(6歳未満から当該診療料を算定している患者さんは就学前まで対象となります。6歳を過ぎてからの登録はできません。)

当院を継続的に受診され同意された患者さんに対して、小児科の「かかりつけ医」として、以下のような診療を行います。

- 急な病気の際の診療や、慢性疾患の管理を行います。
- 発達段階に応じた助言・指導等を行い、健康相談に応じます。
- 予防接種の接種状況を確認し、接種の時期についての指導を行います。また、予防接種の有効性・安全性に関する情報提供を行います。
- 「小児かかりつけ診療料」に同意する患者さんからの電話等による問い合わせに常時対応しています。

* 当院が止むを得ず対応できない場合等には、下記の医療機関に電話連絡の上受診してください。また、小児救急電話相談にご相談ください。

連絡先

東京都子供の健康相談室（小児救急相談）

03-5285-8898（ダイヤル回線）

#8000（携帯・プッシュ回線）

月～金 18:00～23:00

土・日・祝日 9:00～23:00

東京都医療機関案内サービス ひまわり（24時間対応）

03-5272-0303

#7119（携帯・プッシュ回線）

佼成病院 03-3383-1281 平日17～22:30

土曜日12～16:30

日曜日9～16:30

祭日の対応はありません

『小児かかりつけ診療料』に関する

患者さん・ご家族へのお願い

- ・ 緊急時など都合により他の医療機関を受診されることは問題ありません。次回当院を受診した際にお知らせください。（その医療機関で受けた診療行為・投薬についてもお知らせください。）
- ・ 健康診断の結果や、予防接種の受診状況を定期的に確認します。受診時に母子手帳をお持ちください。
- ・ 対象は、継続的に受診している未就学児（6歳以上の患者さんは、5歳までにかかりつけの登録をしている患者さんになります。）
- ・ 「小児かかりつけ診療料」は1人の患者さんにつき原則1箇所の医療機関が対象となっております。他の医療機関との二重登録はできません。お子さんに良いと思われる「かかりつけ医」があると思われる際には、登録を解除していただいても問題ありません。「かかりつけ医」を解除した後も受診していただけます。
- ・ 「かかりつけ医」に同意していただいた患者さんには、医師の直通の電話番号・メールアドレスと患者さんの連絡先を交換させていただきます。尚、登録された連絡先以外からの連絡はお受けできません。非表示は解除して連絡してください。
電話・メールでの対応は「かかりつけ医」登録のある場合とします。「かかりつけ医」解除、及び就学された時は、連絡先の登録は解除させていただきますので、電話・メールでの対応も終了させていただきます。

ご希望の方はお申し出ください。

医療券をお持ちの方は、窓口での負担はありません。

医療法人社団 楽育会 小池小児科医院

理事長 小池 林太郎

『小児かかりつけ診療料』に関する同意書

「小児かかりつけ診療料」について説明を受け、理解した上で、小池小児科医院を『かかりつけ診療所』として、病気の際の診察、継続的な医学管理、予防接種や健康に関する相談・指導等を受けることに同意いたします。

「小児かかりつけ診療料」は一人の患者さんにつき1箇所の医療機関が対象となっています。他の医療機関で同じ説明を受けた方は、署名する前にお申し出ください。

同意された後であっても、撤回のお申し出をいただいた場合は、その理由に関わらず、撤回することができます。撤回された時点で登録されている連絡先は削除させていただきます。

医療法人社団 楽育会 小池小児科医院
理事長 小池林太郎

患者氏名 生年月日 年 月 日

保護者氏名 印又はサイン

登録電話番号

登録メールアドレス

申込日 年 月 日